

# 交通事故などの第三者行為によるケガの治療に国保を使ったときは届出が必要です



## 交通事故でケガをした場合、国保を使って治療できます

国保では、交通事故やけんかなど第三者の行為により、ケガをした場合、国保を使って治療を受けることができます。

※自己の犯罪行為または故意に負傷したときに国保は使えません。

## 必ず国保へ届出をしてください

交通事故などで国保を使ったときは**必ず**国保に届出をしなければなりません。

## 届出には何が必要なの？

届出には、「第三者行為による傷病届」「同意書」「事故発生状況報告書」などがが必要です。

**この届出は、損害保険会社が作成することがあります。**

## 医療費はだれが負担するの？

交通事故など第三者の行為が原因の医療費は本来、加害者が負担すべきものです。

届出がないと加害者に請求することができなくなります。

## こんなときも届出をしてください

- 同乗していた自動車が自損事故を起こした場合（家族が運転者の場合を含む）
- 自転車同士や自転車と歩行者の事故
- 歩行者同士の事故
- 船舶（水上バイク等）での事故
- 相手がわからない場合
- 自分の過失が大きい場合

## 傷病届の提出はなぜ必要？

相手の行為によって負傷したケガの治療に保険証を使用した場合、相手が支払うべき医療費は国保が負担しています。

負担しなくてもよいはずの医療費を国保が負担することは、医療費の増加となり、保険料（税）の増加につながることも考えられます。

医療費の適正化にご協力をお願いします。

※この届出によって、あなたに医療費を請求することはありません。

## 「第三者行為による傷病届」の提出が必要な場合

### 交通事故(自動車・自転車)

相手が加入する自賠責保険や任意保険に医療費を請求します。

(相手車両の運転手や同乗していた車両の運転手に請求する場合があります)



### けんか



けんかの相手に医療費を請求します。

### 道路や施設の管理不備によるケガ

道路管理者や施設管理者に医療費を請求します。

(管理者が加入する施設賠償責任保険などに請求する場合があります)

### 船舶(水上バイク等)事故

操船者や船主が加入する船舶保険や漁船保険に医療費を請求します。

(操船者や船主に請求する場合があります)

### 他人の犬に咬まれた

犬の飼い主に医療費を請求します。  
(飼い主が加入するペット保険、個人賠償責任保険などに請求する場合があります)



### スキー・スノーボードの衝突事故

衝突した相手に医療費を請求します。  
(相手が加入するスポーツ保険、個人賠償責任保険などに請求する場合があります)

### 工事現場からの落下物でのケガ

工事の監督者が加入する賠償責任保険に医療費を請求します。

(工事の監督者に請求する場合があります)

### 飲食店などで発生した食中毒

食品を提供した店舗や食品の販売元に医療費を請求します。

(店舗が加入する賠償責任保険などに請求する場合があります)



### ●示談は安易にしない!

相手との話し合いなどで加害者から医療費を受け取ったり、示談を済ませると、示談の内容が優先され、国保が負担した医療費を加害者に請求できなくなります。

あなた自身にも思いがけない負担がかかる場合がありますので、示談の前に相談ください。

### ●工作中や通勤中にケガをしたとき

工作中や通勤途中に負ったケガは、労災保険の給付対象となりますので、国保を使用することができません。

速やかに勤務先に申し出るとともに、すでに国保を使った場合は、市町村等の国保担当窓口までご連絡ください。

傷病届提出の勧奨は、北海道国民健康保険団体連合会が、保険者(市町村等)より業務委託されて行っています。お問い合わせは下記までお願いします。

北海道国民健康保険団体連合会 総務部事業振興課求償係

☎ 011-522-7500 (9:00~17:00 土日祝除く)